

作成日 令和7年12月17日

令和7年度 施行

# 一般相談支援機能強化事業委託

(健康福祉課障がい福祉係)

公示用

## 一般相談支援機能強化事業委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
直接人件費		125	日		
事務費		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

## 別紙

### 業務処理仕様書

#### 1 業務の目的

相談支援業務が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な日常相談業務に加えて、専門的な相談支援を要する困難ケースに対応できるよう相談支援業務を委託し、専門性の確保や継続性のある相談支援機能の強化を図るとともに、利用者に対して常時の連絡体制を確保することを目的とする。

#### 2 業務の内容

- (1) 障害福祉サービス等の利用を前提とした日常相談
- (2) 医療保護入院患者等の専門的な知識・経験を要する困難ケースに対する日常相談
- (3) 芽室町自立支援協議会への参加・助言

#### 3 業務の対象者

- (1) 障がい者福祉サービスの利用を希望する町内の障がい者
- (2) 医療保護入院患者、引きこもり等の専門的な知識、経験を要する困難ケース者
- (3) 上記の他に、芽室町自立支援協議会で必要と判断する者

#### 4 業務の実施方法等

##### (1) 実施場所

受託者の事務所とする。(ただし、相談者宅訪問、障害福祉サービス事業所への同行支援等の場合は除く)

##### (2) 実施時間

受託者の業務時間内とする。(ただし、相談支援業務上、必要に応じて時間外対応も可能とする)

##### (3) 実施体制

芽室町担当職員として、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的資格を有し、かつ、相談支援従事者研修を修了した者を1名以上配置することを基本とする。(ただし、困難ケースの場合は、複数の職員によるチーム支援も可能とする)

##### (4) 実施報告

毎月別に定める様式により業務報告書を作成し、翌月10日までに報告するものとする。